



骨材のアルカリシリカ反応性の確認方法について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成元年11月7日

発管第142号
平成元年11月7日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

土木部長

骨材のアルカリシリカ反応性の確認方法について（通知）

このことについては、平成元年9月22日付発管第111号で通知した土木請負工事必携においてその取扱いを規定しているところではありますが、このたび大臣官房技術調査室長からアルカリ骨材反応抑制対策に係る建設省試験法について、別添写しのとおり通知がありましたので適切に処理していただくようお願いいたします。

建設省技調発第371号の2
平成元年7月17日

鳥取県
土木部長殿

大臣官房技術調査室長

アルカリ骨材反応抑制対策について

標記について、別添のとおり各地方建設局長及び企画部長あて通知したので参考とされたい。

建設省技調発第371号
平成元年7月17日

各地方建設局企画部長あて

大臣官房技術調査室長

「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について

平成元年7月17日付け建設省技調発第370号建設省大臣官房技術審議官通達（以下「審議官通達」という）の運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り扱われたい。
なお、「昭和61年6月2日付け建設省技調発第288号アルカリ骨材反応暫定対策について」は廃止する。

記

1. 土木構造物に係わる「審議官通達」は、平成元年10月1日以降打設するコンクリートに適用する。
2. 土木構造物に係わる「審議官通達」は、アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領（別紙5）により運用する。
3. 骨材のアルカリシリカ反応性の確認方法は、骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法）建設省法 - 別紙4
骨材のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法）建設省法 - 別紙3
によるものとする。

建設省技調発第370号
平成元年7月17日

各地方建設局長あて

大臣官房技術審議官

アルカリ骨材反応抑制対策について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。
なお、「昭和61年6月2日付け建設省技調発第287号アルカリ骨材反応暫定対策について」は廃止する。

記

1. アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物） - - 別紙 - 1
2. アルカリ骨材反応抑制対策（建築物） - - 別紙 - 2